

～ 桑名市建築開発関係手数料条例 別表第4 関係【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の手数料】～

- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（法第34条又は法第36条）

I. 手数料の額

(1) 住宅の場合【手数料①～③】

建築物の戸数/床面積		1件当たりの手数料額（円）						
		市長が定める方法により技術的審査を受けた場合※		桑名市へ直接申請する場合				
				標準的な評価方法		簡易な評価方法		
		新規	変更	新規	変更	新規	変更	
一戸建ての住宅【手数料①】		5,000	3,000	36,800	18,900	18,700	9,800	
共同住宅等	住戸部分【手数料②】	～ 5戸	10,100	6,000	74,500	38,200	35,300	18,600
		～ 10戸	17,300	10,400	104,800	54,100	51,200	23,700
		～ 25戸	28,900	17,300	147,500	76,600	73,600	39,600
		～ 50戸	48,400	29,000	211,900	110,800	111,100	60,400
		～ 100戸	86,800	52,000	303,800	160,500	168,100	92,700
		～ 200戸	137,400	82,400	411,500	219,500	239,500	133,500
		～ 300戸	173,600	104,100	539,600	287,100	309,500	172,100
		301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	352,100	176,000
	共用部分【手数料③】	～ 300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900	共用部分は標準的な評価方法による金額で算定	
		～ 1,000㎡	18,400	11,000	155,500	79,500		
		～ 2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100		
		～ 5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200		
		～ 10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300		
		～ 25,000㎡	173,600	104,100	465,100	249,900		
25,000㎡超	217,000	130,200	541,700	292,500				

(2) 非住宅建築物の場合【手数料④】

建築物の床面積	1件当たりの手数料額（円）					
	市長が定める方法により技術的審査を受けた場合※		桑名市へ直接申請する場合			
			標準的な評価法		簡易な評価方法※	
	新規	変更	新規	変更	新規	変更
～ 300㎡	10,100	6,000	256,700	129,400	93,800	47,900
～ 1,000㎡	18,400	11,000	321,600	162,600	124,900	64,300
～ 2,000㎡	28,900	17,300	415,200	210,600	157,300	81,500
～ 5,000㎡	86,800	52,000	592,600	305,300	254,700	136,000
～ 10,000㎡	137,400	82,400	730,000	379,300	332,600	180,000
～ 25,000㎡	173,600	104,100	862,900	449,600	399,800	217,200
25,000㎡超	217,000	130,200	984,500	514,900	469,000	256,100

※表中「市長が定める方法により技術的審査を受けた場合」「簡易な評価方法」は令和3年桑名市告示第94号に定めています。

## Ⅱ. 申請ケース別 手数料額の算定方法

※【手数料①～④】は、「Ⅰ. 手数料の設定額表」に示す金額とする。

ケース名	申請部分	手数料額の算定方法
◆「一戸建ての住宅」の場合		
ケース[A]	建築物全体	【手数料①】
◆「共同住宅等」の場合		
ケース[B]	建築物全体	【手数料②】 + 【手数料③】 ※共用部分を評価しない場合 【手数料②】
◆「非住宅建築物」の場合		
ケース[C]	建築物全体	【手数料④】
◆「複合建築物（住宅＋非住宅）」の場合		
ケース[D-1]	建築物全体	(【手数料①】 又は 【手数料②】) + 【手数料③】 + 【手数料④】 ※共用部分を評価しない場合 (【手数料①】 又は 【手数料②】) + 手数料④
ケース[D-2]	非住宅部分	【手数料④】
ケース[D-3]	住宅部分	(【手数料①】 又は 【手数料②】) + 【手数料③】 ※共用部分を評価しない場合 【手数料①】 又は 【手数料②】

※【手数料②】：「総戸数」に応じた区分で算定

※【手数料③】：「共同住宅等の共用部分の床面積」に応じた区分で算定

※【手数料④】：「非住宅部分の床面積」に応じた区分で算定

※ 共用部分を評価しない場合：建築物全体、住宅部分において共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合

## Ⅲ. その他（用語の定義等）

### 1. 用語の定義

- (1) 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (2) 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- (3) 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- (4) 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

### 2. 認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合

申請者がエネルギー消費性能向上計画認定（法第34条又は法第36条）の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料を加算し徴収します。

### ※手数料の払い込みについて（お知らせ）

- 手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
  - 桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前9時から午後3時迄です。
- 【問い合わせ先】 桑名市 都市整備部 都市整備課 建築審査室（TEL：0594-24-1218）